

ID: 69

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	大河原町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則 第11条		
例規番号	平成16年規則第11号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。  (受給者証の再交付)</p> <p>第11条 受給者は、受給者証を破損し又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、様式第9号の再交付申請書により町長に申請するものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日